

第7回 日野市 ユニバーサルデザイン推進条例検討委員会

開催日時	平成 19 年 10 月 30 日（火）午前 9 時 30 分～11 時 45 分
開催場所	日野市役所 505 会議室
出席者	委員 10 名（学識経験者 2 名、行政 2 名、身体障害者団体 2 名、関連市民団体 2 名、市民 2 名、） サポート職員 7 名 事務局 7 名（都市計画課 3 名、日野市交通アクセスを考える会 2 名、コンサルタント 2 名）
配布資料	次第 資料 1 （仮称）日野市ユニバーサルデザイン推進条例の枠組み 資料 2 日野市ユニバーサルデザイン推進条例の内容案 資料 3 事例集（付：日野市のこれまでの市民参加の取組に関する資料） 資料 4 東京都福祉のまちづくり条例の改定の状況 参考資料 1 自主条例の条文比較と日野市の条例の内容案 参考資料 2 条例制定・改定スケジュール

1. 開会

※資料確認

2. 委員会・提言書の位置づけ

※事務局より説明

- ・年内に委員会意見をまとめた提言書を作成する。その後、（提言書に対する）パブリックコメント募集を経て、素案の作成となる。条例の作成に当たっては、内部調整や法制上の調整が出てくる。そのため、提言書がそのまま条例となるわけではないことをご了承ください。

3. 前回委員会での検討を踏まえた条例の内容案（提言書の内容）の確認

1) 総則

※事務局より説明（資料 1 及び資料 2）

<質疑応答>

- ・以下の点につき、検討の上、必要に応じて修正してもらいたい：

①全体的に具体的かつ、中学生が読んでもわかるようなわかりやすい表現に。

②前文については、ア) 日野市の特徴（地形的なものや住んでいる人々等について）、イ) 日野市のこれまでの取組み（より具体的に）、を記載すること（下記関連箇所も参照）。

（委員）まず第 1 に、「東京都の福祉のまちづくり条例」、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」と比較して、今回出された案は文章がわかりにくいと感じている。日野市の取組み経緯で「施設単体（点）・個別地区の整備から、連続的・面的に広がった整備へ」、「ハード面に留まらないソフ

ト・情報面の環境づくりへ』とあるが、具体的に何を言おうとしているのか不明。多少の漢字が入ってもよいが、中学生が聞いてもわかる程度のもの、スーッと入ってくるものにして欲しい。

第2に、前文の内容について以下の点につき、追記を検討していただきたい。まず、日野がどういったまちなのかを記載する（例、丘陵地帯、交通網としては中央線や京王線が通っている、住宅のまち、あるいは工業のまち）。次に、どういった人たちが住んでいるのかについても言及する。これは前文3. 定義の「だれもが」に関連しており、対象者が明らかになって、そのユニバーサルデザインが考えられる。さらに、これまで日野市が行ってきた具体的な対策について述べる（例、図書館事業）。ただ、この前文案の【継続的に発展していくしくみづくり】という考え方はよいと感じた。しかしながら、もう少しわかりやすい表現にして欲しい。市民が参加する中で、継続的に見直しをしながらやっていくということで結んでいただければよいと思った。

（委員長）わかりやすく書くということは、条例の浸透に極めて大きな役割を果たす。そのため、わかりやすい表現にしてもらいたいというのがまず1点目。2点目は、前文にもっと日野市の特徴を書くという指摘だが、これはきわめて重要だと思う。日野市の都市計画自体に目的（日野市として、都市をどのような方向へ持っていくのか。日野市自体がどの方向へ行くのか）をはっきり書いていないと、条例にも書けない。日野市の都市計画の方針に目的をどのように書いてあるのか担当課に伺いたい。（…）担当課の職員も言えないということは、美辞麗句だけ書いてあるということ。これが基本的にまずい。このことを委員が指摘されたものと理解している。どの方向に日野市を持っていくのかということを、前文にしっかり描いていただきたい。

日野市は、戦後のアーバンスプロールに駆逐されていく過程で、今まで農地だったところが住宅地になっていった。また、工場も都市の郊外に出そうと八王子の高倉などに計画される中で、その内側の日野市周辺にも工場がかなりつくられた。この流れには、首都圏整備の流れからきたものと、日野市自身がその中でたどってきた道筋というものがある。首都圏の計画があまりうまくいかなかったために被害を受けている部分と、日野市が独自にがんばっていく部分の交点にあると思う。そういった意味で、日野市はどのような性格のところなのかをしっかりと前文に書いておくというのは、都市全般に関わることだと思うので、ぜひここはきちんと取り組んでいただきたい。

あまりたくさん書く必要はないと思う。地形の特徴等はさらっと書く一方で、都市が求める目標像については、市民がわかるような書き方を検討していただきたい。例えば、目的で「誰もが住みいいまちづくりを継続する」ところだが、「住みいい」だけでよいのか。日野市は外から来る人は受け入れなくてもよいのか。そうすると「住みよいまち」と「来る人も来やすいまち」にしないでよいのか。目標像では「観光はいらない」ということを示しているようにみえる。

従って、もう少し目標像については、日野市の全体像からこちらにフィードバック

クさせて書いていただくということが重要というのが、委員のご指摘と理解している。

・以下の点につき、検討の上、必要に応じて修正してもらいたい：

- ①「住み“い”い」「ここち“い”いまち」について、記述として正確なものにする
- ②タイトル（「ユニバーサルデザイン推進条例」）については、条例の中身との整合したものとする
- ③「ユニバーサルデザイン」の定義において、「可能な限り最大限に」という文言を入れる（例、「多様な人々が、可能な限り最大限に、利用しやすいように」）
- ④前文の「継続的に発展していくしくみづくり」の最初の「障害や年齢の差異など～」とあるが、ここは「能力」という言葉を用いる（例、「能力や年齢の際など～」）
- ⑤前文の「継続的に発展していくしくみづくり」という箇所において、PDCA について述べる際、「改善・見直し」とあるが、「改善」だけとする。また、何に対して PDCA を試みるのか、“対象”を明らかにする
- ⑥「誰もが」の定義において、「能力」という言葉を入れる（例、「～外国人も、能力や属性にかかわらず、あらゆる人々を包含する」）

（委員）①市の総合計画で使っている言葉ということなので、変更可能なのかわからないが、「1、前文」（p.1）の「住みいい、ここちいいまち」は、「住み“よ”い、ここち“よ”い」ではないのか。一方、「5、事業者の責務」（p.3）では「誰もが住みやすいまちづくり」とあるので、用語の整理をご検討いただきたい。

②条例のタイトルは「ユニバーサルデザイン推進条例」という言葉を使っているのに対して、「1、前文【決意】」（p.2）では「あらゆる人々にとって利用しやすいデザインという意味での「ユニバーサルデザイン」を超えて」と言っている。つまり、ユニバーサルデザインを超えた条例と言っているにもかかわらず、条例の名前は「ユニバーサルデザイン推進条例」となっている。また「3、用語の定義」（p.2）において、ユニバーサルデザインが「多様な人々が利用しやすいように生活環境をデザインする考え方」と定義されており、ここでは「利用しやすいように」にポイントを置いたものとなっている一方で、【決意】のところでは「利用しやすいデザインという意味のユニバーサルデザインを超えたものを目指す」と書いてある。すなわち、条例のタイトルそのものと、この文章の中でのユニバーサルデザインの取り扱いが異なっているので、これを整理しないことにはタイトルそのものがおかしいということになると思う。

③ユニバーサルデザインの定義に関して、資料3「用語の定義」の例でのポイントは「可能な限り最大限に」という箇所である。資料2「2、目的」では「継続的に実現・発展」ということを言っており、これと「可能な限り最大限に」が密接につながっている。これを資料2「3、用語の定義」におけるユニバーサルデザインの定義の中に入れるべきではないか。従って、例えば、「年齢、性別、国籍等にもかかわらず、多様な人々が“可能な限り最大限に”利用しやすいように…」といったよ

うに、継続的な発展・実現という概念を入れるべきではないかと思う。

④「1、前文【継続的に発展していくしくみづくり】」にある「障害や年齢の差異などによる施設の利用しやすさ」と書いてある箇所についてだが、これは資料3「用語の定義」内「すべての年齢や能力の人々に対し」に関連しており、英語原文そのものは「能力の違い」となっているものでもある。よくユニバーサルデザインでは「年齢・性別・人種・国籍」が言われるが、それから見ると、資料2「1、前文【継続的に発展していくしくみづくり】」にある「障害」というものを、例えば「能力」とかに書き直すべきではないかと思う。

⑤「1、前文【継続的に発展していくしくみづくり】」の2つ目にて、「日野市は、計画、実施、評価、改善・見直しに多様な市民が参画できる仕組みを条例に位置付け」とあるが、ここで言っている「改善」と「見直し」の違いは何なのか。また、見直してどうするのか、がここではよくわからない。資料1でPDCAによる誰もが住みいい、住んで楽しいまちづくりの推進という項目があるが、ここで少し申し上げると、資料1の右半分のまちづくりの推進というのも計画のことしか言っていない。しかしながら、見直しというのは大きく分けて3つぐらいのグレードがあると思う。1つ目は建物なり、道路なりの単体のレベル。2つ目は1つの単体を見直すことによって、その情報を他の物件に展開して応用していくレベル。3つ目はここで議論しようとしている計画のレベル。この3つのレベルに対してどう対応するのか、どのようなやり方をするのか、を考える必要があると同時に、改善・見直しに市民が参画できるというのは、どういうものに対してなのか（対象）をきちんと示すことも不可欠である。この点が非常にわかりにくいと思った。

⑥資料2「3. 用語の定義」にて、「誰もが」を、「子どもも・大人も、若者も・高齢者も、男性も女性も、障害のある人も・ない人も、外国人も、あらゆる属性の人々を包含する」と記載しているが、元々の定義は障害ということは書いてなくて、能力の違いということが書いてある。従って、「あらゆる属性の人々」ではなく、「能力や属性に関わらずあらゆる人々を包含する」というように、「能力の違い」ということを書き込むべきではないかと思う。

（委員長）6つの意見が出された。1つ目に関して、自分自身も、「住みいい」「ここちいい」ではなく、「住みよい」「ここちよい」だと思ったが（「住みやすい」か「住みよい」はどちらでもよい）、「住みいい」は日野用語なのか？

（事務局）2010プランの中でうたっている文言をそのまま使わせてもらっている。

（委員長）日野の方言なのか？間違った用語なので、口語体で話しているときはよいが、記述するにはふさわしくないと思う。

（事務局）検討させていただく。

（委員長）2つ目はタイトルに関連する意見で、【決意】にて「ユニバーサルデザインを超えて」とあるが、「超えて」という文章をとればすっきりすると思う。ユニバーサルデザインをかなり取り込んだ上でさらに、という話ならばよい。「市民社会自らの意思で」のあたりの部分とユニバーサルデザインとのつながりで、そこを超えてだとわ

からないかと思う。3つ目は「継続的发展」という意味から、「可能な限り、最大限に」を文章に入れるべきという議論だが、ユニバーサルデザインの定義で委員のご指摘は2つある：1つは多様な人云々のデザインに関わるものであり、もう1つはユニバーサルデザインをどうやって推進していくか、仕組みの問題。ここでは仕組みが抜けてしまっているのではないか、仕組みについては継続という部分がむしろ大事なのでそれを付け加えて欲しいという意見と理解している。「3. 用語の定義」におけるユニバーサルデザインについては、先の2つの定義が必要だと思うので書き入れていただきたい。4つ目は、ユニバーサルデザインに関わる障害の扱いについてだが、これについては能力の違いという位置づけの方がユニバーサルデザインで書く場合には比較的フィットすると思うので、そう書いていただきたい。5つ目は、前文の「1. 前文」のPDCAに関する文言（「改善・見直し」）についてだが、ここでは「見直し」は要らないのではないか。改善と見直しは同じような言葉なので、PDCAを行うということだけでよいのではないかと思う。6つ目は、「誰もが」の定義についてだが、条例のタイトルをユニバーサルデザインとすると、対象者はどうするのか。またユニバーサルデザイン推進条例と言ったときに、対象の施設はどうなるのか。これらがわかりにくい。従って、生活環境施設のどれを扱うのかというのはできるだけ具体的な言葉で本文の中では入れるように努力すると共に、ユニバーサルデザインという言葉の使用はできるだけ少なくしたがよいと思う。委員がおっしゃった点については、今後、修正したものをご覧になっていただくということによろしいか。

（委員）基本的にはその対応で問題ない。ただし、資料1「1. 前文」の最後に「日野市は、計画、実施、評価、改善・見直し」とあるが、先述したとおり、何の計画、実施、評価、改善なのか、ということが書いてない（つまり目的語）。3つのレベルがあると申し上げたが（1つ1つの物件のレベル、それを評価して他の物件に応用するレベル、計画というレベル）、どれに対してこのようなことをするのかということが書いていない。それがはっきりしていない理由と思う。

（委員長）条例の内容を具体的にここに書くということだろう。前文なので、対象建築物、あるいは～についてということ言えばかなり明確になると思う。

2) 建築物のユニバーサルデザイン化に係わる事項

※事務局より説明（資料1及び資料2）

<質疑応答>

・以下の点につき、検討の上、必要に応じて修正してもらいたい：

①一般都市施設についても、努力義務ではなく、義務とすること

②整備基準を満たせば適合証が交付されるという現在の書き方だと、条例に定めた手続きを経ないで整備されてしまった特定施設についても、適合証が交付されてしまう。そうならないように修正。

③都から適合証をもらうケースと市から適合証をもらうケースについて、明らかにする。

(委員) ①資料2「8-1.一般都市施設の整備基準への適合努力義務」にて、「措置を講ずるよう努めなければならない」とあり、参考資料1にある東京都、世田谷区、町田市でも「努めなければならない」と**努力義務**が書いてある。しかしながら、例えば横浜市では「講じなければならない」と**義務**を言っている。同じ自主条例であり、横浜市の場合も大して罰則が強いわけではなく、勧告・公表程度ではあるが、「講じなければならない」と明示している。このように「～ねばならない」とはっきりと義務的な書き方をしている条例も存在する。東京都は参考資料1にある通り、努めなければならないという**努力義務**だが、そろそろ努力義務ではなく、違反したとしても勧告・公表といった罰則的なものが同じであるならば、「努めなければならない」ではなくて、「**講じなければならない**」と**義務**を明示できないだろうか。

②「8-2.一般都市施設への整備基準適合証の交付」の2つ目の■で、交付するのは整備基準に適合していると認めるときと書かれている。また、p.5の「9①-3. 特定施設への基準適合通知書の交付」では、何に対して交付するかというと、「届けられた特定施設が整備基準に適合していると認めるとき」としている。p.5の右フロー図で見ると、適合通知書という書面の交付は「建築確認前に受理」と書いてあるところ、つまり手続きの始めのところでされることになっている。一方、整備適合証というのは完了検査、出来てしまった後で、交付することになる。つまりこのフローから見ると、整備適合証を出すにはこのフロー全部をクリアしなければならない。言い換えると、まず届出をして、それを市が確認できたらようやく整備適合証をもらえる流れになっている。p.4の定義というのは結果しか書いていない。つまり整備基準に適合していればどのような手続きでつくっていても交付すると読み取ることができる。従って、p.5に書いてあると同様に「届けられた特定施設が整備基準に適合している場合は、整備基準適合証を交付する」と書くべきではないかと思う。

③根本的な疑問だが、これに適合証が交付されるということは、その建物には東京都と日野市の適合証の2枚が並ぶのか。

(委員長) 1つ目は、「努めなければならない」というのと、「講ずる」と断定するか否かということだが、これは社会の流れの中でどのような言葉が現在適切なのかということ。努力義務というのは極めて義務に近いものなのか、それともかなり遠いものなのか、事務局としての位置づけを教えていただきたい。東京都と同列にする理由はどこにあるのか。

(事務局) 現在改訂作業中の東京都福祉のまちづくり条例について、条文の詳細の改定内容はまだ見ていないが、整備基準の「適合努力義務」から「適合義務」に移行する流れがあると聞いている。日野市の条例は東京都の条例を上回るという方針で、今考えているので、今後、都の改定内容も確認しながら進めさせていただきたい。

(委員) 努力義務とはすべての施設についての話であり、届出を必要としない小さな建築物を含むものであるため、努力義務になっていると理解している。大きな施設であれ

ば、努力義務ではなくて、義務になるということで、ここに違いが出ているのではないか。いかがか。

(事務局) ご指摘の通り、一般都市施設についてはある程度緩やかでもよいのではということ、このようにしている。特定施設については、義務に移行する必要があると考えている。

(委員長) 努力義務と義務については、明確に位置づけて（ここは義務、ここは努力義務とわかるようにして）いただきたい。また、手続きが完了していないものまで適合証が交付されるのかというご指摘については、やはり手続きが完了したものにだけに対して適合証を出すということが必要だと思うので、わかるように書くべきだろう。

(事務局) 用語の使い方についてはわかりやすくなるよう、修正させていただく。(フロー図の) 一般的には、届出を出したらすべて(のチェック項目に) ○がつかないと、届け出内容を確認したという通知書は出さないと考える。しかし、自主条例の場合は、全部に○がつかなくても、地形や規模等を考慮して、協議の中で通ってしまうものもある。つまりここで言う「適合通知書」というのは、適合証とイコールではなく、あくまでも、届出手続きが完了しましたという「届出完了通知書」を意味するものである。用語が適切でなかったと思う。

以前、要綱では 119 件出されていないかならなかったものが 67 件しか出されていないのはまずいのではないかという話があったが、それを差し止めるために位置づけた。「事前相談と届出は通した」ことを確認する意味での「届出手続き完了通知」程度のものと想定している。○がすべてにつかなかったら完了通知を出さないとするかどうかについては議論があるところで、努力義務・義務の話にも関連してくる。

一方、整備適合証の交付は、100%基準どおりにできたものについて、表彰するものと位置づけている。

(委員長) そうなると、日野市と東京都のマークが 2 枚つく場合と 1 枚つく場合が出てくる。それをどう処理するかという問題があると共に、両方とも合格したところは 2 枚つくのに対して、日野市のみ合格したところは 1 枚つくとなった場合、この整合性をどう保つかという難しい問題がある。

(事務局) その点については、どのような自主条例をつくるかにかかってくると考えている。

「東京都の福祉のまちづくり条例」を上回っている条例を持つ 6 自治体の場合をみると、これらは東京都の条例の「適用除外」つまり、東京都の守備範囲外でということで、独自につくった適合証を発行している。東京都の適合証は発行していない。

日野市としても、東京都が対象としている範囲内の施設は東京都の基準を適用し、それ以上に日野市が上げたところは日野市の基準を適用するということになれば、東京都の範囲は東京都の適合証、日野市が上げた部分については日野市の適合証になる可能性がある。ただし、東京都の条例の改定との関係もあるため、どのようになるかについては後ほどお話をさせていただきたい。

・適合証の交付条件を明確にし、該当箇所をわかりやすく書き直すことが必要

(委 員) p.5 のフロー図では手続きをきちんとして完了までいくと整備適合証がもらえることになっている。基準適合通知書は届出完了通知書のようなものということだが、その届出完了通知書というのは現場の状況によっては基準通りではなくても、お目こぼしで交付されることもあるとのこと。そういった場合、10 の基準があるとして、そのうち 9 つはクリアしているものの、1 つはどうしてもできない状態でお目こぼしがあり届出完了通知書が交付されたものについても、最後に整備適合証はもらえるということか？

(事務局) 交付されない。

(委 員) 交付されないということだが、p.5 の基準適合通知書の交付の条件は「適合していると認めるときは」とある一方で、p.4 の整備基準適合証の交付の条件も「適合していると認められるときは」とある。全く同じ条件でないとおかしい。

もう 1 つの疑問は届出のないものでも頑張ってきちんとやったものに対しては、整備適合証を出そうということだが、本来は届出が必要であるにもかかわらず届出をせずにやった結果、基準は頑張ってクリアしたので、整備適合証が欲しいと出してきた場合でももらえると解釈される。その点がクリアでない。

(委員長) わかりやすく書き換えていただきたい。

・勧告や要請等、強度が重要な用語の使い分けに関しては法制化に際し、関係部署と協議しながら決めていく

・中間検査については事務量等を考慮しつつ、今後、検討を進める

(委 員) ①世田谷区は区長が要請できるという文言があるが、「勧告」と「要請」はどう違うのか。②町田市では中間検査が施行できることになっていて、重要だとも思うが、日野市ではどう考えているのか。

(事務局) 最後に条文にする際に関わると思う。要請・勧告等、用語については法制化する際に、その強度・内容を再度確認した上で選択していくことになる。

中間検査については、日野市の場合、今はまだそこまでいけない状態である。今まで、要綱で指導をしてきたものの、出したらそのままという状態だったということもある。事務量などをチェックしながら、途中でも現場で検査できる仕組みはつくっていきたいと思っている。

・同じレベルかつ同じ観点から、チェックすることができる人材（含、市民・事業者・職員）を育成するためのプログラムが必要

(委 員) 特定施設を建てる際に事前相談とあるが、これまであまり届出が出されていなかったという現状を考えると、条例制定により、すべてが解消されるのか疑問である。

「5. 事業者の責務」で従業員の研修が記載されているが、条例のあるなしにかかわらず、事業を実施する事業者自体の考え次第で、例えば車椅子使用者が使える

る飲食店などの施設が少なくなるのではないかと心配している。

それに関連していうと、完了検査、あるいは実際に市民が現場をチェックするのは、建築物が既にできてから、使用開始された後からになる。そうすると、完了検査に当たる職員は皆、ある程度同じ見方が出来ることが必要ではないか。市民調査員も同様で、研修制度を設け、「〇時間以上の研修が修了した人に対しては、修了書あるいは完了書を出す」といった形にすることで、誰が見ても同じ検査ができる体制にすることが望ましい。また、当事者が少ない場合、当事者でなくても研修を受けていれば同じような見方が出来るということであれば、小さいお子さんを持ったお母さんであっても、高齢の方であっても、同じようにチェックができるだろう。こうして、市民等の意見をくみ上げ、これをもとに事業者に提案していき、目に見える形で施設が実際に変わっていけば、多くの市民がまた参加できる・したいと思うようになるだろう。

(委員長) 事業者、職員、市民を含めて、全体的な教育レベルを上げていくプログラムについてだが、これは、おそらくこれからだと思う。「研修制度で最低限これだけ受けたら、チェックできる人になる」といったこと、役所としてある程度世間に公表して、「一定の研修をきちんと年に何回かやれるような仕組み」をつくっておいたほうがよいと思うのでご検討願いたい。

・整備基準適合証は新設・既設に関わらず、基準を満たしていると認められれば交付される

(副委員長) 既存の特定施設に関しても基準を満たした場合には適合証が交付されるのか。これは、新築の場合で完了届出時にはうまく適合していなかったとしても、後から改修して基準を満たしていれば交付されるのかという問いにも関連すると思う。

(事務局) 新設・既存という区別はしていない。8-2. で「一般都市施設を整備基準に適合させているときは～交付を請求することができる」とあるが、今すでにあるとか、建築行為があったとか、そういったことに関わらず、100%基準に適合していると認められれば、交付されるものと考えている。

付. 東京都福祉のまちづくり条例の改定の状況

※資料4・参考資料2に基づき、事務局より説明

・東京都福祉のまちづくり条例の改正より、1年前に出来ることになるが、この差をどのような形で受け止めるか検討することが必要

(委員長) テンポを合わせることが問題になる。この条例が先にできてしまうので、1年の差をどういう形で受け止めるかということをきちんと考えなければならない。次回までに考えておいていただきたい。

4. 誰もが住みいい・住んで楽しいまちづくりの推進・市民参加のしくみ

※パワーポイント資料ほかに基づき、事務局より説明

・日野市における市民参画の取組み経過についても前文に入れ、条例をつくるに至った流れを示すべき

・上記は条例の読み手の対象を誰にするのかに関わってくる。対象別に数種類用意する必要があるのか？といった点を含めて検討することが必要

(委員) 前文にて、市がこれまでやってきた市民参画の取組み(例、公園探検隊や道路点検隊)を具体的に書いて欲しい。こういった貴重な活動の積み重ねがあって、本条例をつくることになったという流れで。今の社会的潮流とか、難しい言葉を全面的に変えて、優しい言葉で、わかりやすく書き直していただきたい。

(委員長) 少なくとも、前史と考えられているものを、前文に示してほしいという意見。読み手を誰にするかによってどうするか、あるいは1冊ですべてをまかなうかという議論も必要。また、誰が読むのかを考えた場合、市民の中でも特定の層なのか、市民全体に読んでもらうのかも検討する必要があるだろう。場合によっては2冊必要かもしれない：専門家が役立てるものと一般市民が役立てるもの。この議論を経た上で、次回までには決定したいと思う。

・様々な障害を持つ人々の意見が偏りなく、適正に、設計に反映されるような仕組みづくりが必要

(委員) 実際に日野駅前通り等で活動している方々が集まって協議会という形でやっているが、(同じ障害者といっても)例えば車椅子利用者と視覚障害者で、それぞれの使いやすさがある。従って、各協議会でそれぞれの障害に関わる利害調整はできるかもしれないが、その場にいない人の求めているものは、また違う可能性もある。それは同じ電動(あるいは手動)車椅子利用者であっても、他の障害をもつ人であっても、様々な障害の中で1つだけがベストということではなくて、色々な人がいる中でたくさんの意見が出てくると思う。

そういったことから、日野市としては、出てきた意見を積み重ねていく必要があるだろうし、意見を集約する機関も必要だろう。出てきたものを研修や学習会を通して、報告という形で広めていかないと、そのたびに(同じ)要望が出てくることになる。障害の重い人に合わせて改善していくのはよいと思うが、それが果たして他の人にとってもよいのかということもあるので、ある程度のところで研修会等を開いていただき、多くの人にこういった場面でこういったことが話されましたということで広めていく必要があると思う。

(委員長) 多様な障害がある人が参加していればよいが、いない場合にどこか強調されたり、そういう問題が起こるということだと思う。イギリスの遺産を守ろうとしている人たち(障害者、歴史家、アクセシビリティ専門家等)が総合的に議論を進めているケースがある。障害者も自分の立場を超えて、きわめて建設的な意見をそこでは提案するというやり方がそこではとられている。ものを変えるということは非常に難しいため、専門家と共に、障害者もある程度、多様な人の障害を代弁できるような

人が必要ということ、そして建設的な意見、この2つがそろふ必要性があるということではないか。市民参加において、きちんと適正な障害者の意見をうまく入れて設計されているか、このあたりについての仕組みをもう少し議論する必要がある。

5. その他

※前回議事録について変更点等があれば事務局へ（11/2 締切り）

※次回日程 11/22（木）9:30 より生活保健センター 1 階予防接種室にて開催予定

以上